

住宅性能評価業務規程

株式会社評価審査機構

目次

第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（評価等の業務を行う時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（評価等の業務を行う区域）
- 第6条（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条（設計住宅性能評価の申請）
- 第8条（長期使用構造等確認の申請）
- 第9条（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）
- 第10条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）
- 第11条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）
- 第12条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）
- 第13条（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）
- 第14条（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）
- 第15条（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第16条（建設住宅性能評価の申請）
- 第17条（長期使用構造等確認の申請）
- 第18条（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）
- 第19条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）
- 第20条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）
- 第21条（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）
- 第22条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）
- 第23条（建設工事の変更）
- 第24条（建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）
- 第25条（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第4章 評価員等

- 第26条（評価員の選任）
- 第27条（評価員の解任）

- 第28条（評価員の配置）
- 第29条（評価員等の教育）
- 第30条（評価等の業務の実施及び管理の体制）
- 第31条（評価員等の身分証の携帯）
- 第32条（秘密保持義務）

第5章 評価料金等

- 第33条（評価料金等の収納）
- 第34条（評価料金等を減額するための要件）
- 第35条（評価料金等の返還）
- 第36条（負担金の納付）

第6章 雑則

- 第37条（登録の区分等の揭示）
- 第38条（評価業務規程等の公開）
- 第39条（財務諸表等の備付け）
- 第40条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）
- 第41条（帳簿及び書類の保存）
- 第42条（帳簿及び書類の保存及び管理方法）
- 第43条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第44条（評価等の業務に関する公正の確保）
- 第45条（損害賠償保険への加入）
- 第46条（事前相談）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社評価審査機構（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 当機関の審査事務所の所在地は、香川県高松市兵庫町8番地1号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、日本全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施

行規則」という。)第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうち、新築住宅及び既存住宅に係るものを行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。

- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認(新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しない又は申請図書の構成が当機関の指定若しくは推奨する様式から著しく逸脱していると認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
 - 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
 - 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図

書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価手引書及び長期使用構造等確認手引書に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げた場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1-1に定める方法に従う。

3 長期使用構造等確認書の交付番号は、別表1-2に定める方法に従う。

4 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。

5 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

6 前5項(ただし、第1項(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微

変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

(5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（長期使用構造等確認の申請）

第17条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第18条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第19条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
 - 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
 - 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、第27条に規定する評価員等が、建設住宅性能評価の対象となる建築物、その敷地及び工事現場に立ち入ること、並びに当該建築物の映像及び音声を検査補助者が評価員へ送信することに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災、通信障害、その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項

に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第20条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価手引書及び長期使用構造等確認手引書に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。
- 7 当機関は、検査において遠隔臨場検査（「デジタル技術を活用した住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価の検査の遠隔実施に関わる運用指針」に基づくリモート検査（Web会議システム等を利用することにより、検査者（申請により建設住宅性能評価の検査を行う評価員をいう。以下同じ。）が現場から離れた場所で実施する検査のこと）のことをいう。以下同じ。）を行う場合、実施方法、検査工程及び物件の概要を申請者とあらかじめ協議する。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。

- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

- 5 申請者は、遠隔臨場検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の必要となる図書を検査者からの申出により提出しなければならない。
- 6 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第 22 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第 23 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第 24 条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住

宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第5号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第26条 代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

5 代表取締役は、遠隔臨場検査を実施するため、検査に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができる者（以下「検査補助者」という。）を職員から任命するものとする。

(評価員等の解任)

第27条 代表取締役は、評価員又は検査補助者（以下「評価員等」という。）が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員等を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員等としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第28条 評価等の業務を実施するため、評価員を当機関の審査事務所に2人以上、配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員等の教育)

第29条 評価員等の資質を向上するため、評価員等に対し、年1回以上、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等には、評価員等に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 30 条 評価等の業務に従事する職員を、第 25 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、当機関の審査事務所に 2 人以上配置する。

- 2 当機関は、取締役員又は所属する評価員の中から決めた長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。

- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 31 条 評価の業務に従事する職員（評価員等を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記第一号様式、第二号様式及び第三号様式による。

(秘密保持義務)

第 32 条 当機関の役員及びその職員（評価員等を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 33 条 申請者は、当機関が設定した電子申請システムを通じた申請（以下、「電子申請」という。）又は申請者が当機関に紙媒体で提出した申請（以下「紙申請」という。）の区別毎に、別表 2 定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込その他当機関が定めた方法により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。ただし、その他当機関が定めた方法又はやむを得ない事由の場合はその限りではない。
- 3 当機関と申請者は別途協議により、一括納入等、別の収納方法を取ることができる。

4 現場検査を伴う業務は1項に定める評価料金に検査毎に別表3に記載する出張費を検査毎に請求するものとする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。
- (3) 120日以内に、8回以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、かつ図面構成・仕様が一程度定型化・合理化されており、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (4) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (5) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (6) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (7) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (8) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等の返還)

第35条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第36条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を住宅紛争処理支援センターに対して納付する。

(登録の区分等の掲示)

第 37 条 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、当機関のホームページ (<http://www.hyoukashinsa.co.jp>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 38 条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 39 条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 40 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をする場合は、1枚につき 50 円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 41 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 42 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にある場合は審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実に、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 43 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合において、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 44 条 当機関の長、役員又はその職員（評価員等を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 当機関の長、役員又はその職員（評価員等を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 当機関の長、役員又はその職員（評価員等を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行

った場合（当該役員又は職員（評価員等を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員等又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

第45条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間30,000,000円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第46条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

改定の場合は、最新の改定日より施行する。

制定 令和6年3月25日

改定 令和7年4月1日

令和8年2月1日

令和8年7月1日

別表 1-1：交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

1 7 4 - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号
4～5桁目	00：当機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価（長期使用構造等確認含む） 5：建設住宅性能評価（既存住宅・長期使用構造等確認含む）
11桁目	1：戸建て住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 1-2：長期使用構造確認書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

1 7 4 - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号
4～5桁目	00：当機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為無
11桁目	1：戸建て住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2：業務規程第 33 条に基づく住宅性能評価料金

目次

- 別表 2-1-1 【新築・設計評価・一戸建て住宅】
別表 2-1-2 【新築・建設評価・一戸建て住宅】
- 別表 2-2 【新築・長期確認・一戸建て住宅】
- 別表 2-3-1 【新築・設計評価・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²以下の木造又は鉄骨造)
別表 2-3-2 【新築・建設評価・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²以下の木造又は鉄骨造)
- 別表 2-4-1 【新築・設計評価・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²を超える)
別表 2-4-2 【新築・建設評価・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²を超える)
- 別表 2-5 【新築・長期確認・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²を超える)
- 別表 2-6-1 【既存・建設評価・一戸建て住宅】
別表 2-6-2 【既存 (個別性能評価) ・一戸建て住宅】
- 別表 2-6-3 【既存・建設評価・共同住宅等】
別表 2-6-4 【既存 (個別性能評価) ・共同住宅等】
- 別表 2-7-1 【評価基準 6-3 (室内空気中の化学物質の濃度等) の料金】
別表 2-7-2 【個別性能評価 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) の料金】
別表 2-7-3 【個別性能評価 3-1 劣化対策等級の料金】
- 別表 2-8-1 【既存 (建築なし・増改築の長期確認) ・一戸建て住宅】
別表 2-8-2 【既存 (建築なし・増改築の長期確認) ・共同住宅等】

別表 2-1-1 【新築・設計評価・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」も本表の料金を適用

例：木造 2 階建て・一般工法・120 m²・長期一体・必須項目のみ・ルート 1 計算・電子申請

→ ①「53,900」+②「5,500」+③「0」=59,400

(消費税込み、単位円)

設計 住宅性能評価		① 基本料金		適用条件の例・説明
		右以外	製造者認証活用 (構造・劣化)	
A (床面積の合計) ≦ 200 m ²		53,900	44,000	
200 m ² < A ≦ 500 m ²		63,800	53,900	
500 m ² < A		別途相談	別途相談	
基本料金に加算		② 加算料金	適用条件の例・説明	
長期使用構造等の確認を併願		5,500	品確法第 6 条の 2 第 2 項に基づく長期使用構造等の確認	
必須項目以外の選択あり		1,100/項目	1 項目につき	
		1,100	液状化情報提供の記載	
特別構造加算		44,000	<p>【加算対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造以外、混構造 ・ルート 2、ルート 3、限界耐力計算等 ・建築基準法施行令第 46 条 2 項を用いるもの <p>【加算対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁量計算等 ・ルート 1 (許容応力度計算) ・加算対象であっても、同時期に同じ内容で確認申請 (他機関でも可) の構造適合が確認できる図書等を提出 	
階数加算		11,000	階数が 3 以上の場合	
申請方式		③ 事務料金	適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	11,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
変更等		区分	料金	適用条件の例・説明
変更設計住宅性能評価	原則	当初の料金の 1/2 の額	※1・※2	<p>構造の安定に関して、内容に関わらず伏図・計算書・金物仕様等の変更・再検討・表示事項の変更を伴うもの</p> <p>温熱環境・エネルギー消費量に関して、再計算を伴うもの</p> <p>劣化の低減に関して、その対策方法を変更するもの (次の「容易に変更内容が確認できる」場合を除く)</p> <p>維持管理に関して、建物の大幅な配置変更等で維持管理対策等級の敷地内配管経路が大幅に変わるもの</p> <p>必須項目以外の追加選択や等級の変更を伴うもの</p> <p>評価対象外の内容でも大幅な図面の差し替えを伴うもの</p> <p>※1 構造に関する変更を伴わない場合は、構造加算を含まない額の当初の料金の 1/2</p> <p>※2 温熱・一次エネルギーに関する変更を伴わない場合は、コース②併願の料金を含まない当初の料金の 1/2</p>
	変更内容が容易に確認できるもの	11,000		<p>申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価基準に一切の影響がないもの</p> <p>温熱環境・エネルギー消費量に関して、品番等の変更のみに留まり、その性能に一切の影響がないもの</p> <p>温熱環境・エネルギー消費量に関して、性能が向上するもので、その内容に関して再計算を伴わないもの</p> <p>温熱環境・エネルギー消費量に関して、「値」・「削減率」の表示有無の変更のみにとどまるもの</p> <p>劣化の低減に関して、同等の薬剤の変更のみ等にとどまり、その評価基準に一切の影響がないもの</p> <p>維持管理に関して、建物の微細な配置変更等にとどまり敷地内配管経路の適合性に明かに影響のないもの</p> <p>当初評価表示を希望した必須項目以外の項目の表示を削除するもの</p> <p>その他明らかに適合性に影響がないもの</p>
誤記等訂正届		費用なし		評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの
評価書の再交付		5,500		誤記等訂正届を伴わないもの
		11,000		誤記等訂正届を伴うもの
臨時業務・その他		料金	適用条件の例・説明	
特別至急対応		通常の料金×2.0		申請者の申し出により特に至急又は休日業務を希望し、当機関がそれに対応できる状況である場合のみ
その他		個別協議		各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について

別表 2-1-2 【新築・建設評価・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」も本表の料金を適用

例：木造 2 階建て・一般工法（4 回検査）・120 m²・必須項目のみ・ルート 1 計算・弊社が設計評価・電子申請

→ ①「115,500」+②「別表 3」の料金×4 回+③「0」=115,500+出張費

（消費税込み、単位円）

建設住宅性能評価		① 基本料金		適用条件の例・説明
		右以外 検査回数 4	製造者認証活用 (構造・劣化) 検査回数 3 以下	
A (床面積の合計) ≤ 200 m ²		115,500	82,500	
200 m ² < A ≤ 500 m ²		154,000	110,000	
500 m ² < A		個別協議	個別協議	
基本料金に加算		② 加算料金		適用条件の例・説明
各検査の出張費		「別表 3」に記載		検査毎に適用
必須項目以外の選択あり		1,650		下記以外の項目 1 項目につき
階数加算		1,650		液化化情報提供の記載
他機関が設計評価をしたもの		11,000		階数が 3 以上の場合
他機関が設計評価を行った場合の建設住宅性能評価料金×0.4				内容によっては引き受けを断ることができる
申請方式		③ 事務料金		適用条件の例・説明
申請方式	電子申請	費用なし		弊社推奨
	紙申請	11,000		通信障害等により 電子申請が行えない場合は適用外
追加の検査		料金		適用条件の例・説明
追加検査		33,000/回		申請者都合の場合
再検査		33,000/回		申請者都合の場合
評価基準 6-3 の実施		「別表 2-7-1」に記載		出張費別
変更等		料金		適用条件の例・説明
変更建設住宅性能評価		当初の料金の 1/2 の額		出張費別
申請者等変更届		費用なし		建設性能評価実行中に、申請書の記載の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないものの届出
変更申告書		費用なし		施工状況報告書の補完書類として、建設性能評価実行中に設計図書の変更があった場合で、評価等級の変更や評価事項に影響がない範囲内の変更の申告
誤記等訂正届		費用なし		評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの
評価書・検査報告書の再交付		5,500		誤記等訂正届を伴わないもの
		11,000		誤記等訂正届を伴うもの
臨時業務・その他		料金		適用条件の例・説明
特別至急対応		通常の料金×2.0		申請者の申し出により特に至急又は休日業務を希望し、当機関がそれに対応できる状況である場合のみ
その他		個別協議		各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について

別表 2-2 【新築・長期確認・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」も本表の料金を適用

例：木造 2 階建て・一般工法・120 m²・長期一体・必須項目のみ・ルート 1 計算・電子申請

→ ①「59,400」+②「0」+③「0」=59,400

(消費税込み、単位円)

長期使用構造等の確認		① 基本料金		適用条件の例・説明
		右以外	製造者認証活用 (構造・劣化)	
A (床面積の合計) ≤ 200 m ²		59,400	49,500	
200 m ² < A ≤ 500 m ²		69,300	59,400	
500 m ² < A		個別協議	個別協議	
基本料金に加算		② 加算料金	適用条件の例・説明	
特別構造加算		44,000	【加算対象】	
			<ul style="list-style-type: none"> ・木造以外、混構造 ・ルート 2、ルート 3、限界耐力計算等 ・建築基準法施行令第 46 条 2 項を用いるもの 	
階数加算		11,000	【加算対象外】	
			<ul style="list-style-type: none"> ・壁量計算等 ・ルート 1 (許容応力度計算) ・製造者認証活用 (構造・劣化) ・加算対象であっても、同時期に同じ内容で確認申請 (他機関でも可) の構造適合が確認できる図書等を提出 	
申請方式		③ 事務料金	適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	11,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
変更等		区分	変更料金	
変更長期使用構造等の確認	原則	11,000	当初の料金の 1/2 の額	
			※1・※2	
			構造の安定に関して、内容に関わらず伏図・計算書・金物仕様等の変更・再検討・表示事項の変更を伴うもの	
			温熱環境・エネルギー消費量に関して、再計算を伴うもの	
			劣化の低減に関して、その対策方法を変更するもの (次の「容易に変更内容が確認できる」場合を除く)	
	変更内容が容易に確認できるもの		維持管理に関して、建物の大幅な配置変更等で維持管理対策等級の敷地内配管経路が大幅に変わるもの	
			評価対象外の内容でも大幅な図面の差し替えを伴うもの	
			※1 構造に関する変更を伴わない場合は、構造加算を含まない当初の料金の 1/2	
			※2 温熱・一次エネルギーに関する変更を伴わない場合は、コース②併願の料金を含まない当初の料金の 1/2	
			申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価基準に一切の影響がないもの	
温熱環境・エネルギー消費量に関して、品番等の変更のみに留まり、その性能に一切の影響がないもの				
温熱環境・エネルギー消費量に関して、性能が向上するもので、その内容に関して再計算を伴わないもの				
温熱環境・エネルギー消費量に関して、「値」・「削減率」の表示有無の変更のみにとどまるもの				
劣化の低減に関して、同等の薬剤の変更のみ等にとどまり、その評価基準に一切の影響がないもの				
維持管理に関して、建物の微細な配置変更等にとどまり敷地内配管経路の適合性に明かに影響のないもの				
その他明らかに適合性に影響がないもの				
軽微変更該当証明		11,000	上段「変更内容が容易に確認できるもの」を準用	
誤記等訂正届		費用なし	確認書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の確認書の交付を伴わないもの	
確認書の再交付		5,500	誤記等訂正届を伴わないもの	
		11,000	誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合	
臨時業務・その他		料金	適用条件の例・説明	
特別至急対応		通常の料金×2.0	申請者の申し出により特に至急又は休日業務を希望し、当機関がそれに対応できる状況である場合のみ	
その他		個別協議	各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について	

別表 2-3-1 【新築・設計評価・共同住宅等】（床面積 1,500 m²以下の木造又は鉄骨造）
 ※併用住宅は【一戸建ての住宅】の表参照

例：木造又は鉄骨造 2 階建て共同住宅・一般工法・150 m²・室数 4・必須項目のみ・ルート 1 計算・電子申請
 料金 = ①住棟料金 + (②基本料金 + ③選択料金 × 項目数) × 住戸数 + ④加算料金 + ⑤事務料金

①88,000 + (②5,500 + ③1,100 × 0) × 4 + 0 → 110,000

(消費税込み、単位円)

設計 住宅性能評価	① 住棟料金		② 基本料金	③ 選択料金
	右以外	製造者認証活用 (構造・劣化)	必須項目	選択項目
A (床面積の合計) ≤ 200 m ²	88,000	66,000	5,500	1,100/項目
200 m ² < A ≤ 300 m ²	99,000	71,500		
300 < A ≤ 500 m ²	110,000	82,500		
500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	121,000	88,000		
1,000 m ² < A ≤ 1,500 m ²	1,320,000	99,000		
上記に加算	④ 加算料金		適用条件の例・説明	
長期使用構造等の確認を併願	5,500 + 住戸数 × 1,100			
特別構造加算	44,000	加算なし	【加算対象】 ・RC造、混構造 ・建築基準法施行令第46条第2項を用いるもの ・ルート2、ルート3、限界耐力計算等 【加算対象外】 ・鉄骨造 ・壁量計算等 ・ルート1 (許容応力度計算) ・構造が製造者認証によるもの ・加算対象であっても、同時期に同じ内容で確認申請 (他機関でも可) の構造適合が確認できる図書等を提出	
階数加算	(階数-4) × 11,000		階数が4以上の場合	
申請方式	⑤ 事務料金		適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	44,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
変更等	区分	料金	適用条件の例・説明	
変更設計住宅性能評価	住棟に関わる変更	当初の料金の1/2の額 (※1)	別表 2-1-1 の同欄準用	
	住戸内部のみの変更	11,000/戸	別表 2-1-1 の「原則」欄準用	
	変更内容が容易に確認できるもの	11,000/戸	別表 2-1-1 の同欄準用	
誤記等訂正届		費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの	
評価書の再交付	記載変更なし	5,500/戸	誤記等訂正届を伴わないもの	
	記載変更あり	11,000/戸	誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合	
臨時業務・その他	料金	適用条件の例・説明		
特別至急対応	通常の料金 × 2.0	申請者の申し出により特に至急又は休日業務を希望し、当機関がそれに対応できる状況である場合のみ		
その他	個別協議	各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について		

別表 2-3-2 【新築・建設評価・共同住宅等】（床面積 1,500 m²以下の木造又は鉄骨造）
 ※併用住宅は【一戸建ての住宅】の表参照

例：木造又は鉄骨造 2 階建て共同住宅・一般工法（4 回検査）・190 m²・室数 4・必須項目のみ・ルート 1 計算・電子申請
 料金=①住棟料金+（②基本料金+③選択料金×項目数）×住戸数+④加算料金+⑤事務料金

①115,500+（②7,700+③1,100×0）×4+0+0 → 146,300+出張費

（消費税込み、単位円）

建設 住宅性能評価	① 住棟料金		② 基本料金	③ 選択料金
	右以外 (検査 4 回)	製造者認証活用 (検査 3 回)	必須項目	選択項目 (6-3 を除く)
A (床面積の合計) ≧200 m ²	115,500	82,500	7,700	1,100
200 m ² < A ≦ 300 m ²	121,000	88,000		
300 m ² < A ≦ 500 m ²	126,500	93,500		
500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	132,000	104,500		
1,000 m ² < A ≦ 1,500 m ²	137,500	110,000		
基本料金に加算	④ 加算料金		適用条件の例・説明	
各検査の出張費	「別表 3」に記載		検査毎に適用	
必須項目以外の選択あり	1,650		1 項目につき	
	1,650		液状化情報提供の記載	
階数加算	(階数-4) × 11,000		階数が 4 以上の場合	
他機関が設計評価をしたもの	当機関が設計住宅性能評価を行った場合 の建設住宅性能評価料金×0.4		内容によっては引き受けを断ることが できる	
申請方式	⑤ 事務料金		適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	44,000	通信障害等により 電子申請が行えない場合は適用外	
追加の検査	料金		適用条件の例・説明	
追加検査	33,000/回		申請者都合の場合	
再検査	33,000/回		申請者都合の場合	
評価基準 6-3 の実施	「別表 2-7-1」に記載		出張費別	
変更等	料金		適用条件の例・説明	
変更建設住宅性能評価	当初の料金の 1/2 の額、 又は 評価対象住戸一戸あたり 88,000 いずれか低い額		別表 2-1-1 の「原則」欄準用	
申請者等変更届	費用なし		建設性能評価実行中に、申請書の記載の 変更にとどまり、かつ評価事項に一切の 影響がないものの届出	
変更申告書	費用なし		施工状況報告書の補完書類として、建設 性能評価実行中に設計図書の変更があ った場合で、評価等級の変更や評価事項 に影響がない範囲内の変更の申告	
誤記等訂正届	費用なし		評価書の交付後におこなうもので、申請 書その他図書等の記載の修正や描写の 変更にとどまり、かつ評価事項に一切の 影響がないもので、変更の評価書の交付 を伴わないもの	
評価書・検査報告書の再交付	5,500		誤記等訂正届を伴わないもの	
	11,000		誤記等訂正届を伴うもの	
臨時業務・その他	料金		適用条件の例・説明	
特別至急対応	通常の料金×2.0		申請者の申し出により特に至急又は休 日業務を希望し、当機関がそれに対応 できる状況である場合のみ	
その他	個別協議		各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について	

別表 2-4-1 【新築・設計評価・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²を超える)

例：A：設計評価のみ・RC造 10階建て共同住宅・一般工法・3,500 m²・室数 45・必須項目のみ・ルート 3・電子申請
 料金=①住棟料金+ (②基本料金+③選択料金×項目数) ×住戸数+④加算料金+⑤事務料金

①605,000+ (②8,250+③880×0) ×45+0+0 → 1,015,850

注：業務は「A」か「B」いずれかを選択してください。その上で「基本料金に加算/減額」欄以下がかかります。

(消費税込み、単位円)

A：設計 住宅性能評価		① 住棟料金	② 基本料金	③ 選択料金
			必須項目	選択項目
申請住戸数	～29戸	770,000	3,300 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,750円加算	880/項目
	30～99戸	605,000	8,250 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,750円加算	
	100～199戸	880,000		
	200戸～	935,000		
B：設計 住宅性能評価 (長期使用構造等を併願)		① 住棟料金	② 基本料金	③ 選択料金
			必須項目	選択項目
申請住戸数	～29戸	836,000	6,600 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,500円加算	880/項目
	30～99戸	671,000	11,550 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,500円加算	
	100～199戸	946,000		
	200戸～	1,001,000		
基本料金に加算/減額		④ 加算金額	適用条件の例・説明	
加算	「省エネ計算」で「住棟評価」	110,000	全住戸のエネルギー削減量の合計で評価した場合 (共用部の有無に係わらない)	
減額	評価対象住戸数が1住戸のみの場合	▲最大減額率 50%	併用住宅及び長屋等は除く	
申請方式		⑤ 事務料金	適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	44,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
変更等		区分	料金	適用条件の例・説明
変更設計住宅性能評価	住棟に関わる変更		当初の料金の 1/2の額	別表 2-1-1 の同欄準用
	住戸内部のみの変更		11,000/戸	別表 2-1-1 の「原則」欄準用
	変更内容が容易に 確認できるもの		11,000/戸	別表 2-1-1 の同欄準用
誤記等訂正届			費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図 書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評 価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の 交付を伴わないもの
評価書の再交付	記載変更なし		5,500/戸	誤記等訂正届を伴わないもの
	記載変更あり		11,000/戸	誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合
その他			料金	適用条件の例・説明
その他			個別協議	各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について

別表 2-4-2 【新築・建設評価・共同住宅等】（床面積 1,500 m²を超える）

例：当機関が設計評価・RC造 10 階建て共同住宅・一般工法・3,500 m²・室数 45・必須項目のみ・ルート 3・電子申請

料金＝①住棟料金＋（②基本料金＋③選択料金×項目数）×住戸数＋④加算料金＋⑤事務料金

①990,000＋（②12,100＋③1,100×0）×45＋0 → 1,584,000

（消費税込み、単位円）

建設 住宅性能評価		① 住棟料金	② 基本料金	③ 選択料金
			必須項目	選択項目
申請住戸数	～29 戸	1,045,000	3,300 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,750 円加算	—
	30～99 戸	990,000	12,100 8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,750 円加算	1,100/項目
	100～199 戸	1,155,000	13,200	
	200 戸～	1,210,000	8-1. 8-2 選択する場合は、 基本料金にそれぞれ 2,750 円加算	
基本料金に加算		④ 料金	適用条件の例・説明	
各検査の出張費		「別表 3」に記載	検査毎に適用	
階数加算		88,000	階数が 17 以上の場合 住棟料金を 7 層ごとに左記料金を加算	
他機関が設計評価をしたもの		別途協議	内容によっては引き受けを断ることができる	
申請方式		⑤ 事務料金	適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	44,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
追加の検査		料金	適用条件の例・説明	
追加検査		88,000/回	申請者都合の場合	
再検査		88,000/回	申請者都合の場合	
評価基準 6-3 の実施		「別表 2-7-1」 に記載	出張費別	
変更等		料金	適用条件の例・説明	
変更建設住宅性能評価		当初の合計（※）の 1/2 の額 又は、 評価対象住戸 1 戸あ たり 88,000 円のい ずれか安い料金	（※）住棟料金、基本料金及び選択料金の合計 別表 2-1-1 の「原則」欄準用	
誤記等訂正届		費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図 書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評 価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の 交付を伴わないもの	
評価書の再交付	記載変更なし	5,500/戸	誤記等訂正届を伴わないもの	
	記載変更あり	11,000/戸	誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合	
その他		料金	適用条件の例・説明	
その他		個別協議	各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について	

別表 2-5 【新築・長期確認・共同住宅等】 (床面積 1,500 m²を超える)

例：RC造 10階建て共同住宅・一般工法・3,500 m²・室数 45・ルート 3・電子申請

料金=①住棟料金+ (②基本料金) ×住戸数+③加算料金+④事務料金

①605,000+②8,250×45+③0+④0 → 976,250

(消費税込み、単位円)

長期使用構造等の確認		① 住棟料金	② 住戸料金
申請住戸数	～29 戸	770,000	3,300
	30～99 戸	605,000	8,250
	100～199 戸	880,000	
	200 戸～	935,000	
上記に加算		③ 加算料金	適用条件の例・説明
「省エネ計算」で「住棟評価」		110,000	全住戸のエネルギー削減量の合計で評価した場合 (共用部の有無に係わらない)
申請方式		④ 事務料金	適用条件の例・説明
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨
	紙申請	44,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は 適用外
変更等	区分	料金	適用条件の例・説明
変更長期使用構造等の確認	竣工前（新築）	当初の料金の 1/2 の額	別表 2-2 の同欄準用
	竣工後	当初の料金の 1/2 の額	別表 2-2 の同欄準用
	住戸内部のみの 変更	11,000/戸	別表 2-2 の同欄準用
軽微変更該当証明	住棟に係る変更	11,000	住棟と住戸両方に係る場合は合算した金額
	住戸に係る変更	住戸料金×変更住戸数 (以下、住戸料金)	
	・29 戸以下	2,200	別表 2-2 の同欄準用
	・30～99 戸以下	1,650	
	・100～199 戸以下	605	
・200 戸以上	550		
誤記等訂正届		費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図 書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評 価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の 交付を伴わないもの
評価書の再交付	記載変更なし	5,500/戸	誤記等訂正届を伴わないもの
	記載変更あり	11,000/戸	誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合
その他		料金	適用条件の例・説明
その他		個別協議	各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について

別表 2-6-1 【既存・建設評価・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」は「一戸建て住宅」の料金を適用

申請料金=①+②+③+④

例：木造在来工法・2階建て・115㎡・設計図書等あり・特定現況調査なし・併せて特定現況調査実施+電子申請

料金=①165,000+②165,000+③出張費+④0 → 253,000+③出張費

(消費税込み、単位円)

既存 住宅性能評価 現況調査 (必須項目)	① 基本料金			適用条件の例・説明
	評価書等 あり (※1)	設計図書等 あり (※2)	設計図書等 なし (※3)	
A (床面積の合計) ≤ 120㎡	77,000	165,000	330,000	設計図書なしは、簡易な平面図等 を作成する費用を含む 「補修を要する程度と認められ た事象」のうち主なものの写真添 付も含む
120㎡ < A ≤ 200㎡	104,500	220,000	385,000	
200㎡ < A	110,000 + 50㎡超毎に 16,500	236,500 + 50㎡超毎に 27,500	440,000 + 50㎡超毎に 33,000	
特定現況調査 (選択項目) 腐朽・蟻害	② 基本料金			適用条件の例・説明
	評価書等 あり (※1)	設計図書等 あり (※2)	設計図書等 なし (※3)	
A (床面積の合計) ≤ 120㎡	55,000	88,000	148,500	特定現状検査は現況検査及び個 別性能評価と 同時実施 とする 補修を要する程度と認められ た次章のうち主なものの写真添 付を含む
120㎡ < A ≤ 200㎡	71,500	115,500	192,500	
200㎡ < A	77,000 + 50㎡超毎に 11,000	121,000 + 50㎡超毎に 27,500	198,000 + 50㎡超毎に 33,000	
基本料金に加算	③ 加算料金			適用条件の例・説明
各検査の出張費	「別表3」に記載		検査毎に適用	
構造加算	個別協議		通常の審査工数を超えると当機関が判断した場 合に適用	
階数加算	(階数-4) × 11,000		階数が4以上の場合	
検査加算	個別協議		調査のために特別な機器等を用いる場合	
申請方式	④ 事務料金			
申請方式	電子申請	費用なし		
	紙申請	22,000		
追加の検査	料金		適用条件の例・説明	
追加検査	50,000/回		申請者都合の場合	
再検査	50,000/回		申請者都合の場合	
評価基準 6-3 の実施	「別表 2-7-1」に記載		出張費別	
変更等	料金		適用条件の例・説明	
変更建設住宅性能評価	個別協議		別表 2-1-1 の「原則」欄準用	
軽微変更該当証明書	個別協議		長期使用構造等の確認に関する軽微な変更	
誤記等訂正届	費用なし		評価書の交付後におこなうもので、申請書その他 図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、か つ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評 価書の交付を伴わないもの	
評価書・証明書の再交付	5,500		誤記等訂正届を伴わないもの	
	11,000		誤記等訂正届を伴うもの	
その他	料金		適用条件の例・説明	
その他	個別協議		各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について	

※1 建設性能評価書等耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※2 耐震性が、平成27年国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」、「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※3 ※1・2 いずれにも該当しない場合です。

別表 2-6-2 【既存（個別性能評価）・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」は「一戸建て住宅」の料金を適用

申請料金は①+②+③

例：木造在来工法・2階建て・115㎡・設計図書等あり・1-1（耐震）を選択+電子申請

料金＝154,000（別表 2-7-2 より）+②出張費 → 154,000+出張費

（消費税込み、単位円）

個別性能評価 (※1)		① 基本料金		
		評価書等 あり(※2)	設計図書等 あり(※3)	設計図書等 なし(※4)
構造安定	1-1：耐震（倒壊防止）	33,000	「別表 2-7-2」に記載	個別協議
	1-2：耐震（損傷防止）			
	1-3：その他			
	1-4：耐風			
	1-5：耐積雪			
	1-6：地盤又は杭の支持力等 (※5)			
	1-7：基礎の構造			
火災安全	2-1：火災（自住戸）	7,700	11,000	個別協議
	2-4：脱出対策			
	2-5：耐火等開口部			
	2-6：耐火（開口以外）			
劣化軽減	3-1：劣化対策	14,300	「別表 2-7-3」に記載	
維持管理	4-1：維持管理（専用配管）	7,700	11,000	
温熱・ エネルギー	5-1：断熱等性能	7,700	88,000	
	5-2：一次エネルギー消費量	7,700	88,000	
空気環境	6-3：空気ホルム等	「別表 2-7-1」に記載	「別表 2-7-1」に記載	「別表 2-7-1」に記載
	6-4：石綿	個別協議	個別協議	個別協議
	6-5：空気粉塵等			
光視	7-1：光視（単純開口）	—	—	
	7-2：光視（方位別）			
高齢者等	9-1：高齢者（専用）	7,700	11,000	
防犯	10-1：防犯	7,700	11,000	
基本料金に加算		② 加算料金	適用条件の例・説明	
各検査の出張費		「別表 3」に記載	検査毎に適用	
構造加算		個別協議	通常の審査工数を超えると当機関が判断した場合に適用	
階数加算		(階数-4) × 11,000	階数が 4 以上の場合	
検査加算		個別協議	調査のために特別な機器等を用いる場合	
申請方式		③ 事務料金	適用条件の例・説明	
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨	
	紙申請	22,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外	
追加の検査		料金	適用条件の例・説明	
追加検査		基本料金の 1/3	一回ごと。百円未満切り捨て	
再検査		基本料金の 1/3	一回ごと。百円未満切り捨て	
評価基準 6-3 の実施		「表 2-7-1」に記載	出張費別	
変更等		料金	適用条件の例・説明	
誤記等訂正届		費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの	
評価書・証明書の再交付		5,500	誤記等訂正届を伴わないもの	
		11,000	誤記等訂正届を伴うもの	
その他		個別協議	各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について	

※1 本表「個別性能評価」は選択項目の為、1-1～10-1のうち、1項目のみの評価も可能です。

※2 建設性能評価書等耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※3 耐震性が、平成27年国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」、「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※4 ※2・3いずれにも該当しない場合です。

※5 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要です。

※注 評価基準「6-1及び「6-2」並びに「8、音環境」は既存の評価対象外です。

別表 2-6-3 【既存・建設評価・共同住宅等】

※「戸数が一戸の併用住宅」は「一戸建て住宅」の料金を適用

申請料金＝①+②+③+④

(消費税込み、単位円)

既存 住宅性能評価 現況調査 (必須項目) (※1)	① 基本料金 (nは住戸数)			適用条件の例・説明
	評価書等 あり (※2)	設計図書等 あり (※3)	設計図書等 なし (※4)	
A (床面積の合計) ≧200 m ²	77,000+ n×16,500	330,000+ n×16,500	385,000+ n×16,500	設計図書なしは、簡易な平面図等を作成する費用を含む 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付も含む
200 m ² < A ≦ 500 m ²	110,000+ n×16,500	385,000+ n×16,500	440,000+ n×16,500	
500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	143,000+ n×16,500	440,000+ n×16,500	495,000+ n×16,500	
1,000 m ² < A ≦ 1,500 m ²	176,000+ n×16,500	495,000+ n×16,500	550,000+ n×16,500	
1,500 m ² < A ≦ 2,000 m ²	209,000+ n×16,500	550,000+ n×16,500	605,000+ n×16,500	
2,000 m ² < A	個別協議			
特定現況調査 (選択項目) 腐朽・蟻害	② 基本料金 (nは住戸数)			適用条件の例・説明
	評価書等 あり (※2)	設計図書等 あり (※3)	設計図書等 なし (※4)	
A (床面積の合計) ≧200 m ²	33,000+ n×5,500	55,000+ n×5,500	88,000+ n×5,500	特定現況調査は現状検査及び個別性能評価と 同時実施 とする 「補修を要する程度と認められた事象」 のうち主なものの写真添付も含む
200 m ² < A ≦ 500 m ²	44,000+ n×5,500	71,500+ n×5,500	115,500+ n×5,500	
500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	60,500+ n×5,500	93,500+ n×5,500	154,000+ n×5,500	
1,000 m ² < A ≦ 1,500 m ²	82,500+ n×5,500	126,500+ n×5,500	203,500+ n×5,500	
1,500 m ² < A ≦ 2,000 m ²	110,000+ n×5,500	170,500+ n×5,500	269,500+ n×5,500	
2,000 m ² < A	個別協議			
基本料金に加算		③ 加算料金		適用条件の例・説明
各検査の出張費		「別表3」に記載		検査毎に適用
長期使用構造等の確認を併願		個別協議		下記以外 耐震性能審査が省略できる場合
構造加算		個別協議		通常の審査工数を超えると当機関が判断した場合に適用
階数加算		(階数-4) × 11,000		階数が4以上の場合
検査加算		個別協議		調査のために特別な機器等を用いる場合
申請方式		④ 事務料金		適用条件の例・説明
申請方式	電子申請	費用なし		弊社推奨
	紙申請	44,000		通信障害等により 電子申請が行えない場合は適用外
変更等		料金		適用条件の例・説明
変更建設住宅性能評価		当初の料金の1/2の額		別表2-1-1の「原則」欄準用
軽微変更該当証明書		11,000/戸		長期使用構造等の確認に関する軽微な変更
誤記等訂正届		費用なし		評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの
評価書・証明の再交付		5,500		誤記等訂正届を伴わないもの
		11,000		誤記等訂正届を伴うもの
その他		個別協議		各表に掲げるもののほか、 通常想定し得ない事項について

※1 当機関では共用部分と専用部分を合わせた評価のみを行い、専用部分単独では行いません。

※2 建設性能評価書等耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※3 耐震性が、平成27年国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等(「木造住宅の耐震診断と補強方法(建防協)」に定める「一般診断法」、「精密診断法」(時刻歴応答解析における方法を除く)、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※4 ※2・3いずれにも該当しない場合です。

別表 2-6-4 【既存（個別性能評価）・共同住宅等】

申請料金は①+②+③+④

(消費税込み、単位円)

個別性能評価 (※1)		① 基本料金 (nは住戸数)			適用条件の例・説明
		評価書等 あり(※2)	設計図書等 あり(※3)	設計図書等 なし(※4)	
A (床面積の合計) ≧ 200 ㎡		77,000+ n × 16,500	330,000+ n × 16,500	385,000+ n × 16,500	
200 ㎡ < A ≧ 500 ㎡		110,000+ n × 16,500	385,000+ n × 16,500	440,000+ n × 16,500	
500 ㎡ < A ≧ 1,000 ㎡		143,000+ n × 16,500	440,000+ n × 16,500	495,000+ n × 16,500	
1,000 ㎡ < A ≧ 1,500 ㎡		176,000+ n × 16,500	495,000+ n × 16,500	550,000+ n × 16,500	
1,500 ㎡ < A ≧ 2,000 ㎡		209,000+ n × 16,500	550,000+ n × 16,500	605,000+ n × 16,500	
A < 2,000 ㎡		個別協議			
選択項目		② 基本料金			適用条件の例・説明
		評価書等 あり(※2)	設計図書等 あり(※3)	設計図書等 なし(※4)	
構造の安定	1-1: 耐震 (倒壊防止)	33,000	55,000	個別協議	
	1-2: 耐震 (損傷防止)	個別協議	個別協議	個別協議	
	1-3: その他	33,000	55,000	個別協議	
	1-4: 耐風	33,000	55,000	個別協議	
	1-5: 耐積雪	個別協議	個別協議	個別協議	
	1-6: 地盤又は杭の支持力等 ※5	33,000	55,000	個別協議	
	1-7: 基礎の構造	33,000	55,000	個別協議	
火災安全	2-1~2-7	個別協議	個別協議	個別協議	
劣化の軽減	3-1: 劣化対策	33,000	50,000	個別協議	
維持管理 ・更新等	4-1: 維持管理 (専用配管)	33,000	50,000	個別協議	
	4-2: 維持管理 (共用配管)	個別協議	個別協議	個別協議	
	4-3: 更新対策 (共用排水)	個別協議	個別協議	個別協議	
	4-4: 更新対策 (住戸専用)	個別協議	個別協議	個別協議	
温熱・ エネルギー	5-1: 断熱等性能	33,000	50,000	個別協議	
	5-2: 一次エネルギー消費量	33,000	50,000	個別協議	
空気環境	6-3: 空気ホルム等	「表 2-7-1」 に記載	「表 2-7-1」 に記載	「表 2-7-1」 に記載	
	6-4・6-5	個別協議	個別協議	個別協議	
光視	7-1 (単純) ・7-2 (方位別)	個別協議	個別協議	個別協議	
高齢者等 防犯	9-1 (専用) ・9-2 (共用)	個別協議	個別協議	個別協議	
	10-1: 防犯	個別協議	個別協議	個別協議	
基本料金に加算		③ 加算料金	適用条件の例・説明		
各検査の出張費		「別表 3」に記載	検査毎に適用		
構造加算		個別協議	通常の審査工数を超えると当機関が判断した場合に適用		
階数加算		(階数-4) × 11,000	階数が 4 以上の場合		
検査加算		個別協議	調査のために特別な機器等を用いる場合		
申請方式		④ 事務料金	適用条件の例・説明		
申請方式	電子申請	費用なし	弊社推奨		
	紙申請	44,000	通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外		
追加の検査		料金	適用条件の例・説明		
追加検査		基本料金の 1/3	検査毎。百円未満切り捨て		
再検査		基本料金の 1/3	検査毎。百円未満切り捨て		
評価基準 6-3 の実施		「表 2-7-1」に記載	出張費別		
変更等		料金	適用条件の例・説明		
変更住宅性能評価		個別協議	別表 2-1-1 の「原則」欄準用		
誤記等訂正届		費用なし	評価書の交付後におこなうもので、申請書その他図書等の記載の修正や描写の変更にとどまり、かつ評価事項に一切の影響がないもので、変更の評価書の交付を伴わないもの		
評価書・証明の再交付		5,500	誤記等訂正届を伴わないもの		
		11,000	誤記等訂正届を伴うもの		
その他		別途協議	各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について		

※1 本表「個別性能評価」は選択項目の為、1-1~10-1のうち、1項目のみの評価も可能です。

※2 建設性能評価書等耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※3 耐震性が、平成 2 7 年国住指第 3 4 3 5 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」、「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※4 ※2・3 いずれにも該当しない場合です。

※5 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要です。

※注 評価基準「6-1及び「6-2」並びに「8、音環境」は既存の評価対象外です。

別表 2-7-1 【評価基準 6-3（室内空気中の化学物質の濃度等）の料金】

(消費税込み、単位円)

測定箇所数	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
1	38,500/箇所	60,500/箇所
2	33,000/箇所	56,100/箇所
3~5	30,800/箇所	51,700/箇所
6~10	28,600/箇所	47,300/箇所
11~30	26,400/箇所	47,300/箇所
31~	225,300/箇所	45,100/箇所

別表 2-7-2 【個別性能評価 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の料金】

（消費税込み、単位円）

構造	面積	構造計算の種類			
		品確法壁量計算 耐震診断 (一般診断法)	耐震診断 (精密診断法)	許容応力度計算	左記以外 ※1
木造	A (床面積の合計) $\geq 200 \text{ m}^2$	126,500	154,000	187,000	個別協議
	$120 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	159,500	187,000	225,500	個別協議
	$200 \text{ m}^2 < A$	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議
構造	面積	構造計算の種類			
		許容応力度計算等	耐震診断	保有水平耐力計算	左記以外 ※2
木造以外	A (床面積の合計) $\geq 200 \text{ m}^2$	242,000	242,000	個別協議	個別協議
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 300 \text{ m}^2$	290,400	290,400	個別協議	個別協議
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	350,900	350,900	個別協議	個別協議
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	435,600	435,600	個別協議	個別協議
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 1,500 \text{ m}^2$	484,000	484,000	個別協議	個別協議
	$1,500 \text{ m}^2 < A$	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議

※1 耐震診断（精密診断法）のなかでも特に工数が多いものと当機関が判断したもの、許容応力度計算（保有水平耐力計算など）や混構造を想定します。

※2 耐震診断のなかでも特に工数が多いものと当機関が判断したもの、保有水平耐力計算を超える計算方法（限界耐力計算など）や混構造を想定します。

別表 2-7-3 【個別性能評価 3-1 劣化対策等級の料金】

(消費税込み、単位円)

構造	面積	料金
木造	A (床面積の合計) $\geq 200 \text{ m}^2$	121,000
	$120 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	151,250
	$120 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	187,550
	$200 \text{ m}^2 < A$	個別協議
構造	面積	料金
木造以外	A (床面積の合計) $\geq 200 \text{ m}^2$	163,350
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 300 \text{ m}^2$	187,550
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	215,380
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	272,250
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 1,500 \text{ m}^2$	326,700
	$1500 \text{ m}^2 < A$	個別協議

別表 2-8-1 【既存（建築なし・増改築の長期確認）・一戸建て住宅】

※「戸数が一戸の併用住宅」は「一戸建て住宅」の料金を適用

申請料金=①+②

(消費税込み、単位円)

既存住宅の建築行為なし又は増築・改築における長期使用構造等の確認					
一戸建て住宅		① 料金			適用条件の例・説明
		評価書等 あり (※1)	設計図書等 あり (※2) (※3)	設計図書等 なし (※4)	
A (床面積の合計) ≤ 120 m ²		77,000	88,000	38,500	設計図書なしは、簡易な平面図等を作成する費用を含む 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付も含む
120 m ² < A ≤ 200 m ²		96,250	132,000	440,000	
200 m ² < A		121,000 + 50 m ² 超毎に 11,000	137,500 + 50 m ² 超毎に 27,500	495,000 + 50 m ² 超毎に 33,000	
申請方式		② 事務料金			適用条件の例・説明
申請方式	電子申請	費用なし			弊社推奨
	紙申請	22,000			通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外
変更等		料金			適用条件の例・説明
変更長期使用構造等の確認		当初の料金の 1/2 の額			別表 2-2 の同欄準用
軽微変更該当証明書		5,500			別表 2-1-1 の同欄準用
誤記等訂正届		費用なし			別表 2-1-1 の同欄準用
評価書・証明書の再交付		5,500			誤記等訂正届を伴わないもの
		11,000			誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合
その他		料金			適用条件の例・説明
その他		個別協議			各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について

※1 耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※2 耐震性が、平成 2 7 年国住指第 3 4 3 5 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」、「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※3 新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合はこちらの欄を適用します。

※4 ※1・2 いずれにも該当しない場合です。

別表 2-8-2 【既存（建築なし・増改築の長期確認）・共同住宅等】

※「戸数が一戸の併用住宅」は「一戸建て住宅」の料金を適用

申請料金=①+②

(消費税込み、単位円)

既存住宅の建築行為なし又は増築・改築における長期使用構造等の確認				
共同住宅等	① 料金			適用条件の例・説明
	評価書等 あり (※1)	設計図書等 あり (※2) (※3)	設計図書等 なし (※4)	
	①=住棟料金+住戸料金×住戸数			
A (床面積の合計) ≥ 200 m ²	住棟料金 110,000 住戸料金 11,000	住棟料金 220,000 住戸料金 16,500	個別協議	設計図書等なしは、簡易な平面図等を作成する費用を含む 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付も含む
200 m ² < A ≤ 300 m ²	住棟料金 137,500 住戸料金 11,000	住棟料金 275,000 住戸料金 16,500		
300 m ² < A ≤ 500 m ²	住棟料金 165,000 住戸料金 11,000	住棟料金 330,000 住戸料金 16,500		
500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	住棟料金 192,500 住戸料金 11,000	住棟料金 385,000 住戸料金 16,500		
1,000 m ² < A ≤ 1,500 m ²	住棟料金 220,000 住戸料金 11,000	住棟料金 440,000 住戸料金 16,500		
1500 m ² < A	個別協議			
申請方式		② 事務料金		適用条件の例・説明
申請方式	電子申請	費用なし		弊社推奨 通信障害等により電子申請が行えない場合は適用外
	紙申請	44,000		
変更等		料金		適用条件の例・説明
変更長期使用構造等の確認		当初の料金の 1/2 の額		別表 2-2 の同欄準用
軽微変更該当証明書		5,500		別表 2-1-1 の同欄準用
誤記等訂正届		費用なし		別表 2-1-1 の同欄準用
評価書・証明書の再交付		5,500		誤記等訂正届を伴わないもの
		11,000		誤記等訂正届で記載事項の変更が生じた場合
その他		料金		適用条件の例・説明
その他		個別協議		各表に掲げるもののほか、通常想定し得ない事項について

※1 耐震性の審査が省略できるもので、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含みます。

※2 耐震性が、平成27年国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」、「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）、品確法壁量計算及び許容応力度計算などが該当し、その上位計算方法の場合は「その他」とします。

※3 新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合はこちらの欄を適用します。

※4 ※1・2 いずれにも該当しない場合です。

別表 3：業務規程第 33 条に基づく出張費

(消費税込み、単位円)

	出張費			備考
	日当	交通費	宿泊費	
地域：A	0	0	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m までに含まれる区域
地域：B	0	2,200	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m～30 k m までに含まれる区域
地域：C	0	3,300	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 30 k m～50 k m までに含まれる区域
地域：D	5,500	4,400	不要	審査事務所又は担当する業務区域から概ね 50～75 k m に含まれる区域
地域：E	11,000	別途相談	11,000	上記以外の区域及び島嶼部

※ 1 審査事務所または担当する業務拠点からの距離は、直線距離を原則としますが、地形によっては実情に応じた距離とします。

※ 2 地域：E の宿泊費は宿泊を要する場合で、業務に要する夜数に応じ、1 名につき 1 夜あたりで計算します。

※ 3 当機関で同時に別の検査業務がある場合で、そちらの出張費と重複する額は減免いたします。

別表4：業務規程第34条に基づく評価料金等を減額するための要件

内容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認 (単願)
住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行い、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合。 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行い、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合。	上限 35%	上限 35%	上限 25%
120日以内に、8回以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認等の申請が見込めるときで、かつ図面構成・仕様が一定程度定型化・合理化されており、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	上限 25%	上限 25%	上限 25%
共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	上限 10%	上限 10%	上限 10%
あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。(繁忙期以外の日も含む)	上限 10%	上限 10%	上限 10%
一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	上限 10%	—
あらかじめ当機関の長が指定又は推奨するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。	上限 10%	上限 10%	上限 10%
地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	上限 10%	上限 10%	上限 10%

※ 上記の総計に関わらず、最大減額率は50%とします。


別記第一号様式

評価員

登録住宅性能評価機関 評価員証	
写 真	下記の者は当社の評価員であることを証明する
	氏名 ○○ ○○
	 株式会社評価審査機構
	株式会社評価審査機構 香川県高松市サンポート 2 番 1 号 087-802-5612 20XX 年○月○日発行

別記第二号様式

評価補助員

登録住宅性能評価機関 評価補助員証	
写 真	下記の者は当社の評価補助員であることを証明する
	氏名 ○○ ○○
	 株式会社評価審査機構
	株式会社評価審査機構 香川県高松市サンポート 2 番 1 号 087-802-5612 20XX 年○月○日発行

別記第三号様式

検査補助者

登録住宅性能評価機関 検査補助者証

写 真

下記の者は当社の検査補助者であることを証明する

氏名 ○○ ○○



評価審査機構

株式会社評価審査機構

香川県高松市サンポート 2 番 1 号
087-802-5612

20XX 年○月○日発行